

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL. (075) 864-3336
FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

スポット

長時間労働で違反企業名公表 ブラックに非ずとも是正必要

過日、「1カ月に197時間の残業に従事させていた」大手企業名が公表されました。これは、違反企業名の公表基準を変更後、初めての事案ということです。

労働関係の専門紙のほか、一般紙等でも報じられたので、ご記憶の方も多いと思います。基準変更が昨年5月、1年で1件というスピードに関して、疑問の声も寄せられました。制度の実効性に対する評価はさておいて、行政の意図するところを再確認しましょう。

新基準は、次の条件に合致する場合は、是正指導の段階で企業名を公表するということです。

①社会的に影響力の大きい企業である（中小企業以外で、複数の都道

府県に事業場あり）

②違法な長時間労働が、複数の事業場で繰り返されている

それ以外の企業については、各都道府県労働局の行政運営方針等で、平成28年度から「監督対象を月80時間超の時間外労働を確認したすべての事業場」に拡大するという方針が示されています。

社名公表が大手に限定されている点について、行政は「一罰百戒」の効果を期待するものと説明しています。一罰百戒とは、「罪を犯した一人を罰することで、他の大勢の戒めにする」と（デジタル大辞泉）という意味です。

ネット上などで槍玉に挙げられている「ブラック企業」は、長時間の

「サービス残業」を強いて不当に高い利益を上げ、急成長を遂げた企業というイメージがあります（公表対象となった会社がそうとはいいません）。

一方、中小・零細企業の場合、「社長さん自らが、従業員と一緒に長時間（朝から晩まで）業務に奮闘し、経営を維持しているケース」も少なくありません。

十把ひとからげで「一罰百戒」といわれれば、「カチンと来る」ところもあるでしょう。少なくとも、経営者のモラルという点では大きな差があります。しかし、法に違反するところがあれば言い訳は許されません。可及的速やかに是正を急ぐ必要があるようです。

2016

8

通勤手当

知って得する



賃金実務

厚生労働省の「平成27年就業条件総合調査」によると、通勤手当を支給する企業割合は91・7%となつています。役付手当(87・7%)、家族手当(66・9%)を抑え、採用比率は諸手当中のトップです。

正社員を対象にすると、通勤手当の支給割合はさらに高まると推測されます。通勤手当の計算方法は、公共交通機関を利用する場合、通勤定期代を基準とする方法が一般的です。

本人から通勤経路を申告させる方式、会社が最短経路(または最小経費)を調べる方法などバリエー

諸手当は、仕事対応部分と生活保障部分に分けられています。生活保障部分の中でも、通勤手当は「実際に要した費用を補填する」という性格がとりわけ濃厚です。従業員の中には、通勤手当は福利厚生費の一部と勘違いしている人もいます。課税面も含め、通勤手当の取扱いを確認しましょう。

シヨンはありますが、基本は全額を補填しています。大多数の従業員にしてみれば、実際に支払う通勤費用と通勤手当はイコール(行っ

実費補填の性格濃厚 課税限度額を引上げ

て来い)ですから、賃金という意識は薄いでしょう。従業員に尋ねれば、「福利厚生費なんですよ」という答が返ってくる可能性大です。

しかし、遠距離通勤の場合には、

全額補填でなく、制限を設けるケースが一般的です。その際、目安とされているのは、「通勤手当の非課税限度額」です。

非課税限度額は、平成28年度の税制改正により、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当を対象として、改定されています。交通機関・有料道路を利用する場

合の通勤手当の限度額は、「1カ月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度10万円)」から「同(最高限度15万円)」に引き上げられました。ですから、15万円を超え

労基法上、通勤手当は全額が賃

金とみなされます。「通勤手当またはその現物支給たる通勤定期券は、通勤費用が労働契約の原則からいえば労働者が負担すべきものである」ので、業務費でなく、その支給基準が定められている限り賃金である」と解説されています(菅野和夫「労働法」)。

ですから、平均賃金の計算をする際も、「定期乗車券を算定の基礎に加える」という理屈になります(昭25・1・18基収130号)。紛らわしいですが、業務上で使用した交通費を実費補填する場合とは、異なります。

労働保険料の計算の際も、通勤手当(非課税分も含む)は賃金総額の計算に含めます。

社会保険の標準報酬月額決定時についても、算定の対象に含まれます。「被保険者の生計費の一部に当てられているのであるから、報酬と解することが妥当」という解釈例規があります(昭27・12・4保文発第7241号)。